

第 1 0 7 回宇都宮市都市計画審議会

議案第 1 号 宇都宮都市計画特別用途地区の変更について
栃木県「文化と知」の創造拠点地区

令和 8 年 8 月 3 日
都市整備部都市計画課

宇都宮都市計画特別用途地区の変更（宇都宮市決定）

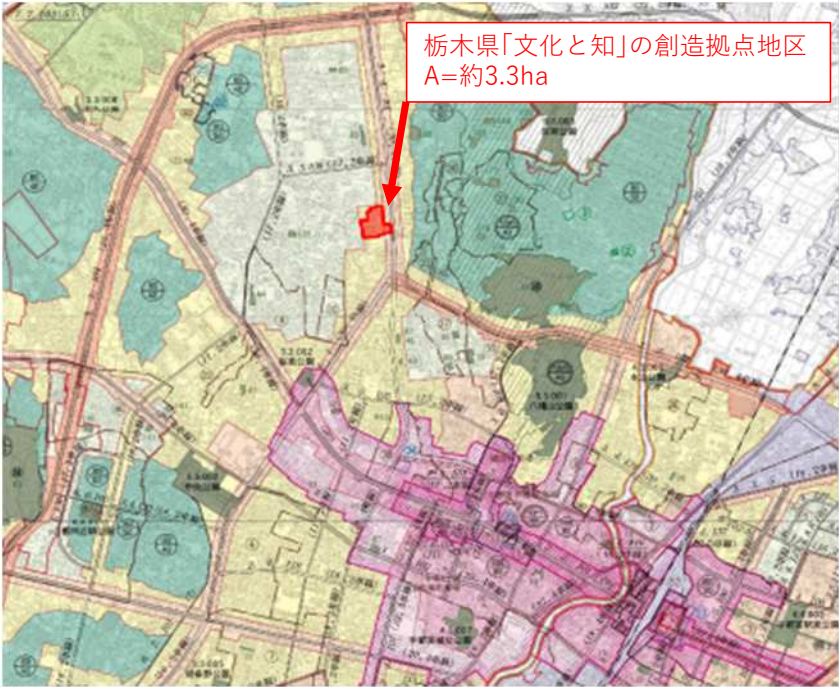
1 都市計画変更の趣旨

美術館及び集会場を含む栃木県「文化と知」の創造拠点を整備するにあたり、周辺地域の住環境に調和した拠点形成を図るため、特別用途地区（栃木県「文化と知」の創造拠点地区）を追加するもの

2 地区の位置と現況

栃木県「文化と知」の創造拠点地区は、宇都宮市中央地域に位置しており、国道119号に面している。現在の用途地域は第一種住居地域及び第二種住居地域であり、周辺には住宅、医療施設や教育施設が多く立地している。従来の当該地区には、栃木県体育館が立地していたが、建物の老朽化に伴い令和3年度に廃止、翌年に解体され、現況は更地である。

また現在の栃木県立美術館、図書館及び文書館については、化や収蔵能力の確保など、の課題が生じており、再整備する方針を決定した。



県立美術館
昭和47(年竣工)
RC造 5階
地下1階



県立図書館
昭和46(年竣工)
RC造 4階
地下1階



県立文書館
昭和61年竣工
RC造 5階
地下2階

宇都宮都市計画特別用途地区の変更（宇都宮市決定）

3 都市計画変更の理由

当該地区に立地していた県立体育館については、昭和55年の栃の葉国体の会場として利用されたほか、コンサートや学校の卒業式で利用され、県民スポーツや県民文化普及の一翼を担い、県の文化振興の中核としてふさわしい場所である。

当該地区は、中心市街地からも近く、様々な交通手段によるアクセス性にも優れ、交通利便性が高い地域で、県有財産の有効活用の観点からも、当該地区にて美術館、図書館、文書館の3施設を一体整備する方針とした。

栃木県は、「宇都宮都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」にて、当該地区を「観光・レクリエーション拠点地区」として新たに位置付け、将来にわたり県民の学びや創造の場として利用される豊かな環境を整備・確保する地域としている。

本市においても、「宇都宮市都市計画マスタープラン」において、教育文化施設については、利用者の利便性や関連施設、NCCのまちづくりとの連携に配慮して配置する方針を示しており、当該地区の特性は、本市の方針に適合している。

以上より、栃木県「文化と知」の創造拠点を一体整備するため、当該地区に含まれる「第一種住居地域」において、美術館及び集会場が建築できるよう、建物用途制限の緩和をする特別用途地区を定めるものである。

宇都宮都市計画特別用途地区の変更（宇都宮市決定）

地区4 特別用途地区に定める内容

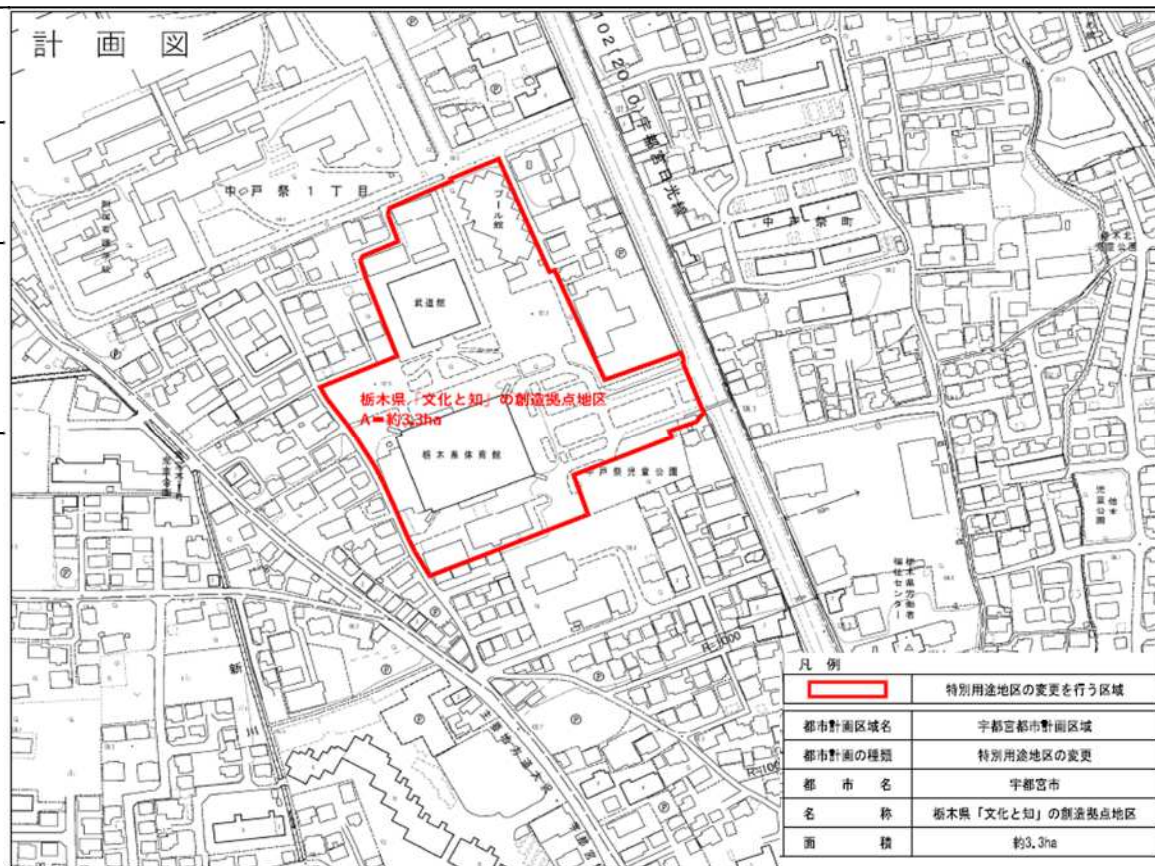
周辺地域の住環境に調和した、観光・レクリエーション拠点の形成を図るため、特別用途地区を変更しようとするものである。

■ 特別用途地区に定める内容

【計画図】

種類	栃木県「文化と知」の創造拠点地区
面積	約 3. 3 h a
建築物の 制限の緩和※	1 美術館 2 集会場

※「宇都宮市特別用途地区建築制限緩和条例」により、延床面積40,000㎡まで



宇都宮都市計画特別用途地区の変更（宇都宮市決定）

（参考）栃木県「文化と知」の創造拠点整備の概要（栃木県「文化と知」の創造拠点整備構想より）

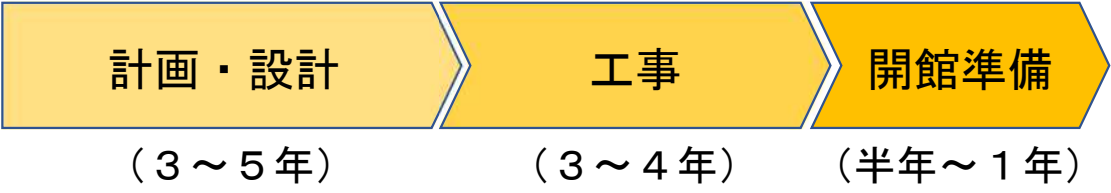
■ 整備に係る基本的な考え方

3施設の連携や施設の相互利用，利用者同士の交流促進等による新たな活動や魅力の創出に加え，サービスや施設・設備等の共通化・共有化による効率性の向上など，様々な相乗効果が期待されることから，美術館，図書館及び文書館を，「文化と知」の創造拠点として一体的に整備する。

■ 整備概要

予定施設	美術館	図書館	文書館
想定規模	約12,500㎡	約15,000㎡	約2,500㎡

■ 想定スケジュール



■ 整備地



宇都宮都市計画特別用途地区の変更（宇都宮市決定）

5 経過と今後の予定

都市計画素案の作成

都市計画素案の縦覧（令和8年3月16日～30日）

※ 意見申出書の提出：1件

公聴会（令和8年4月14日）

※ 公述希望者がいなかったため、開催なし

都市計画案の作成

都市計画案の縦覧（令和8年5月25日～6月8日）

※ 意見書の提出なし

都市計画審議会（令和8年8月3日）

国・県との協議

建築制限緩和条例の施行

都市計画変更の告示